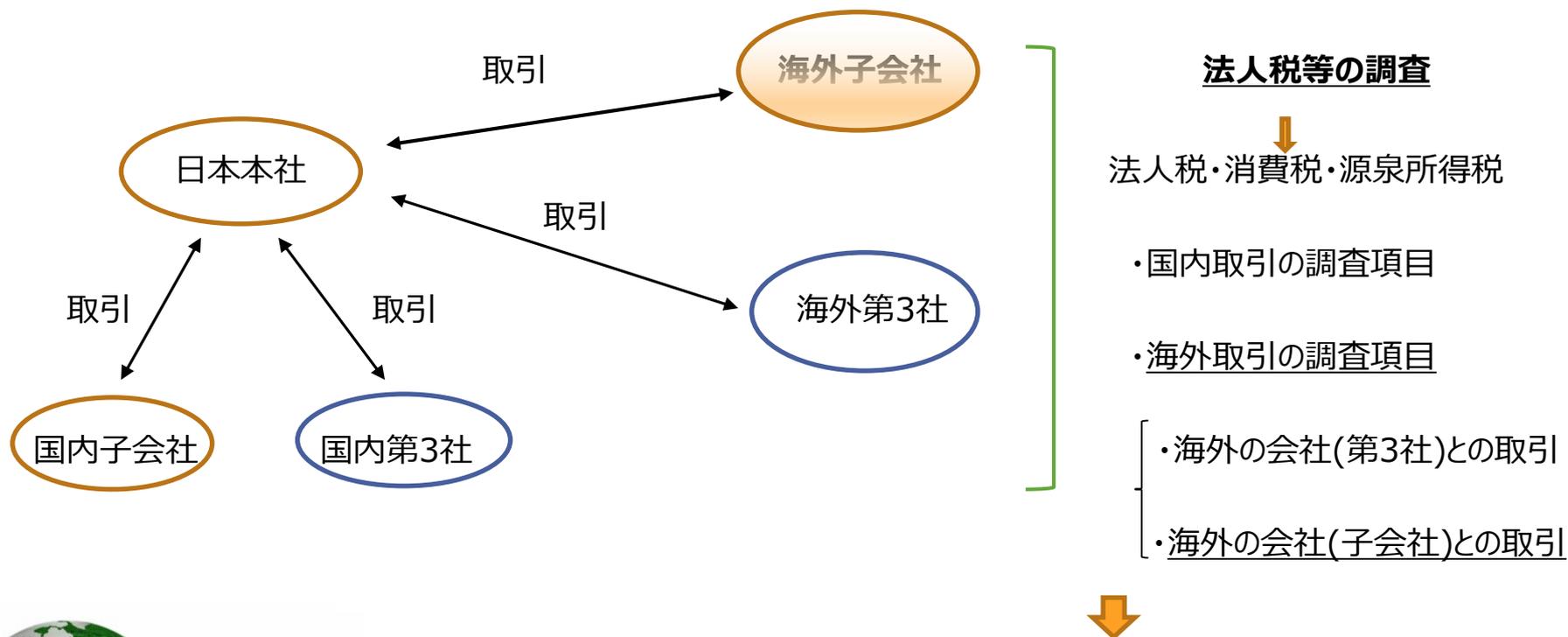


# 移転価格とは？

## ○ 法人税調査と移転価格



移転価格税制の調査は、一定の関係のある海外子会社等との取引の調査



# 移転価格とは？

## ○ 企業の取引の税務上の内容の変化

(これまでの取引)



製品Xの輸出



海外取引(輸出取引)でも第三者との取引では移転価格税制の適用はない。

(内容の変化した取引)



製品Xの輸出



取引先Bの要請等



A海外子会社

製品Xの販売



日系海外企業B

これまでと同じ製品Xの海外取引(企業Aにとっては同じ輸出取引)であっても、海外子会社との取引に内容が変化しているので移転価格税制の調査対象となる。

顧問先の取引内容の変化



# 移転価格とは？

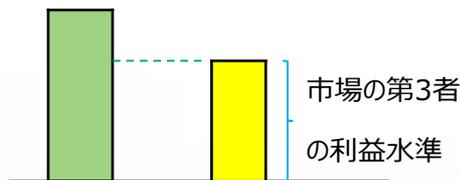
・**移転価格(Transfer Pricing)**とは、グループ間取引(親子会社間取引)につき、何かの**基準と比較**して、違いがあれば、**既存の親・子会社の所得計算・申告を修正**する効果を持つ税務上の制度。

- ・「何かの**基準**」……価格や利益水準等の**比較の対象**……独立の第3者間の状況
- ・「なぜ**比較**するのか」……グループ間取引は独立の立場にある企業間取引ではないため、歪み等の恐れがあり、検証が必要。
- ・「既存の所得計算・申告が**修正**されると？」

……取引の当事者の親会社・子会社双方の既存申告に影響し、**追加納税が発生**する。

取引の当事者が国をまたぐため、国際的**二重課税**が発生。 → 是正を事後的に図る制度はあるが現実には問題もある。

既存の子会社利益水準



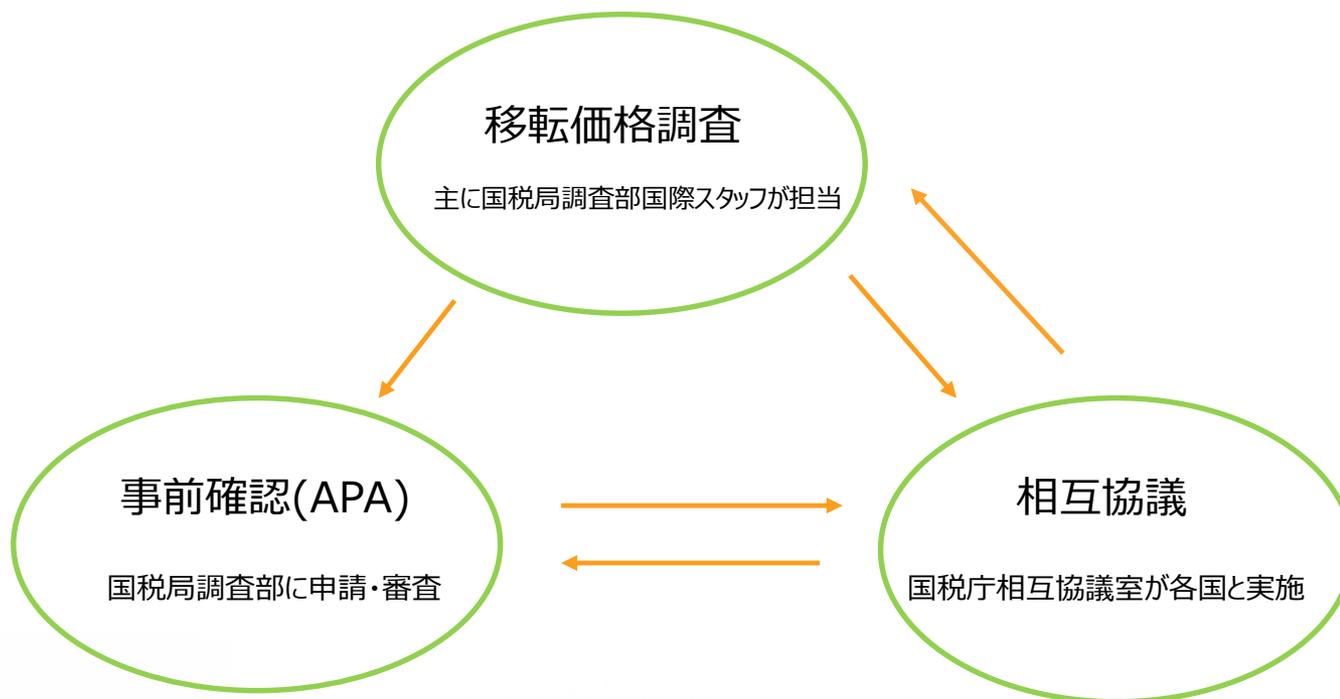
# 移転価格とは？

- 移転価格(Transfer Pricing:TP)とは、企業がグループ間で海外の子会社と取引を行うにつき、その取引の対価(価格、利益)が適正な水準にあるかどうかを税務上検討することを指しています。
- 適正な水準にあるかどうかの目安は、グループ間取引の当事者の取引が、独立の第三者間で行った場合と同様の水準にあるかどうかということを見極めることとなります。・・・独立企業間原則
- 我が国では、法人税の申告・検討の一環として、昭和61年の改正により租税特別措置法の中に導入されています。



# 移転価格とは？

## ○ 移転価格税制の3つの分野



# 移転価格とは？

## ○ 我が国の移転価格税制について

(適用対象となる者)

- ・ 株式の持株関係が50%以上となる子会社等の法人との取引

(注) 諸外国では、持株比率20%以上など各国により基準が異なります。

(適用対象期間)

- ・ 最長で6事業年度

(適用を受ける主な取引)・・・およそグループ間での対価性のあるあらゆる取引(スポット、継続を問わない)に及ぶ。

- ・ 海外の子会社との、輸出取引、輸入取引などの「物」の取引
- ・ 技術導入などの対価としてのロイヤリティ取引
- ・ 技術指導などの技術者派遣取引
- ・ 本社からのサービス提供などの役務提供取引
- ・ その他の経費負担などの取引

「物」以外の取引

